

沖縄公庫 経済対策の取組

平成21年11月27日



沖縄振興開発金融公庫

1. 経済対策の取組

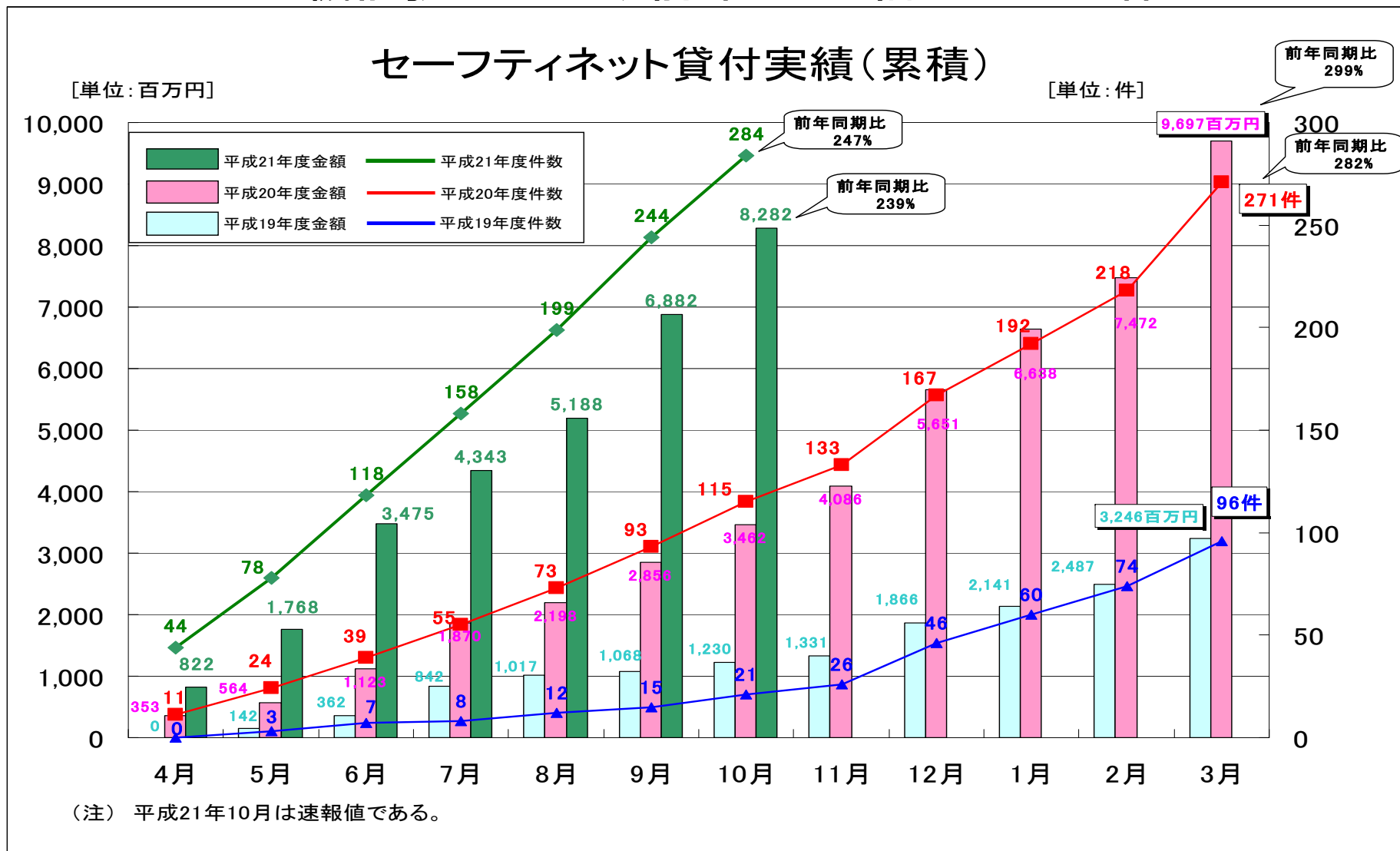
拡充の推移 ～セーフティネット貸付等～

- 平成20年 4月25日 「成長力強化への早期実施策」に基づき「セーフティネット貸付（金融環境変化対応資金）」等を拡充
- 7月 7日 「原油等価格高騰対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充
- 10月 1日 「安心実現のための緊急総合対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充
- 平成21年 1月30日 「生活対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充
- 6月15日 「経済危機対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充
- 10月23日 「緊急雇用対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等の活用の促進

2. 貸付制度の活用

(1) セーフティネット貸付

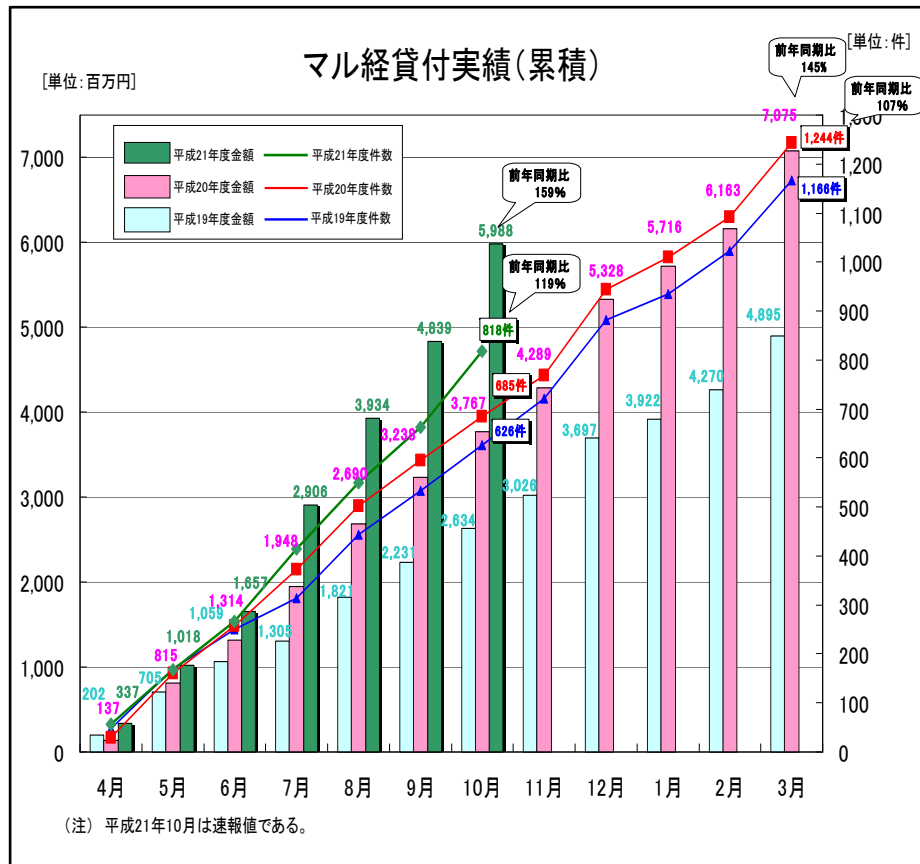
～機能強化により前年比2.4倍と大きな伸び～



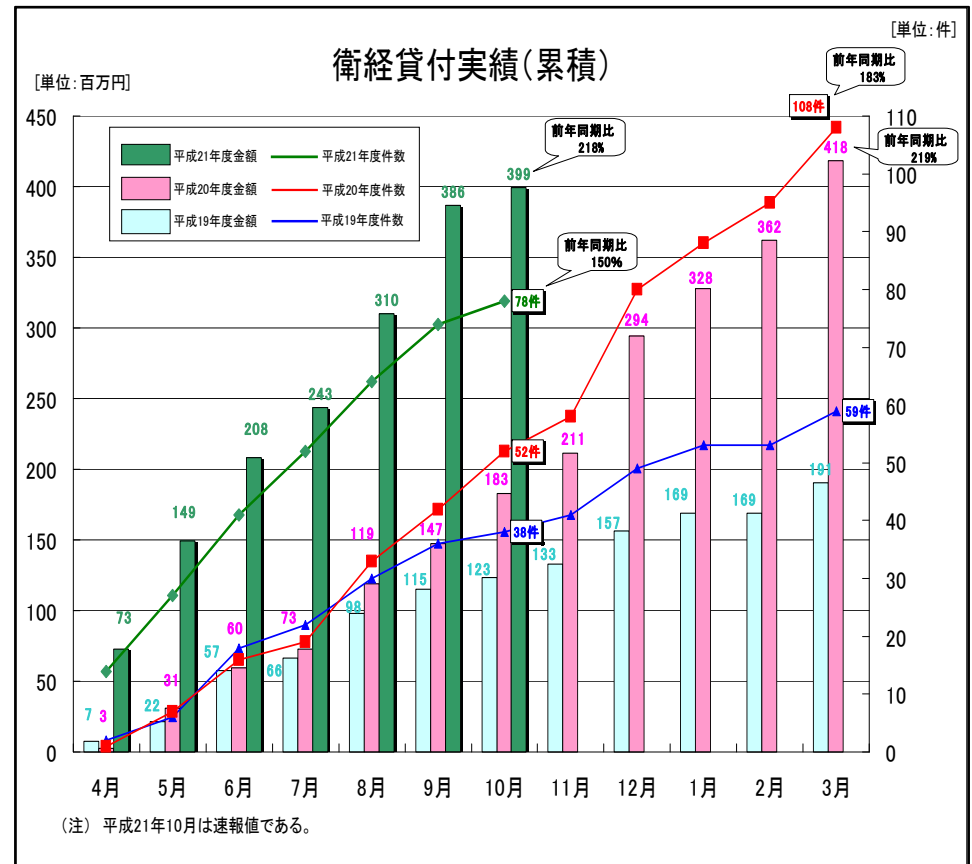
(2) 小規模事業者経営改善資金貸付（マル経貸付）

- 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経貸付）

小規模事業者経営改善資金貸付(マル経貸付)
～商工会との連携を強化し、前年比1.6倍～



生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経貸付)
～飲食店向け融資増により、前年比2.2倍～



3. 貸付制度の拡充等

(1) 小規模事業者向け

平成21年度事業規模の拡大【生業資金・生活衛生資金】

- ・小規模事業者経営改善資金貸付(マル経貸付)
(当初) 57億円 ⇒ (21/4) 77億円 ⇒ (21/11) 110億円
- ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経貸付)
(当初) 4億円 ⇒ (21/4) 6億円 ⇒ (21/11) 10億円



※以降、写真はすべてイメージである。

(2) 新型インフルエンザ関連

衛生環境激変対策特別貸付の実施【生活衛生資金】

- ・新型インフルエンザの発生により一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館・ホテル等を営む方の経営の安定化を図るため、衛生環境激変対策特別貸付を実施(平成21年7月1日)
- ・上記貸付けの融資対象に飲食店営業・喫茶店営業を追加(平成21年9月4日)

(3) 個人向け (平成21年8月3日実施)

教育一般資金貸付: 貸付限度額の拡充及び貸付期間の延長【教育資金】

- (拡充前) 学生・生徒一人につき 200万円以内
10年以内 (交通遺児家庭または母子家庭の方は 11年以内)
- ⇒ (拡充後) 学生・生徒一人につき 300万円以内
15年以内 (交通遺児家庭または母子家庭の方は 18年以内)



(4) 医療機関向け

①経営安定化資金の拡充措置【医療資金】

- ・病院向け融資条件の緩和(平成20年12月22日、平成21年4月24日実施)
- ・出産育児一時金の支給制度変更に伴い、経営安定化資金の融資対象を追加・拡充(平成21年10月1日、28日実施)

融資対象者	経済情勢の悪化に伴う経営環境の変化により資金繰りに困難をきたしている病院	出産育児一時金等の支給制度変更により、分娩費用に係る収入が一時的に遅れる病院、診療所及び助産所を対象に追加
貸付限度額	(拡充前) <u>1億円</u> ⇒ (拡充後) <u>7億2,000万円</u>	制度の見直しに伴い入金が遅れる2か月間の分娩予定者数 × <u>42万円</u> (現行の経営安定化資金とは別枠)
貸付期間	(拡充前) <u>7年以内</u> ⇒ (拡充後) <u>10年以内</u>	7年以内
利率	(拡充前) <u>基準利率</u> ⇒ (拡充後) <u>特別利率①</u>	(拡充前) <u>基準利率</u> ⇒ (拡充後) <u>特別利率①から0.5%を控除した利率</u>
無担保融資可能額	1,000万円まで	(拡充前) <u>1,000万円まで</u> ⇒ (拡充後) <u>3,000万円まで</u>

②介護基盤の緊急整備事業【医療資金】

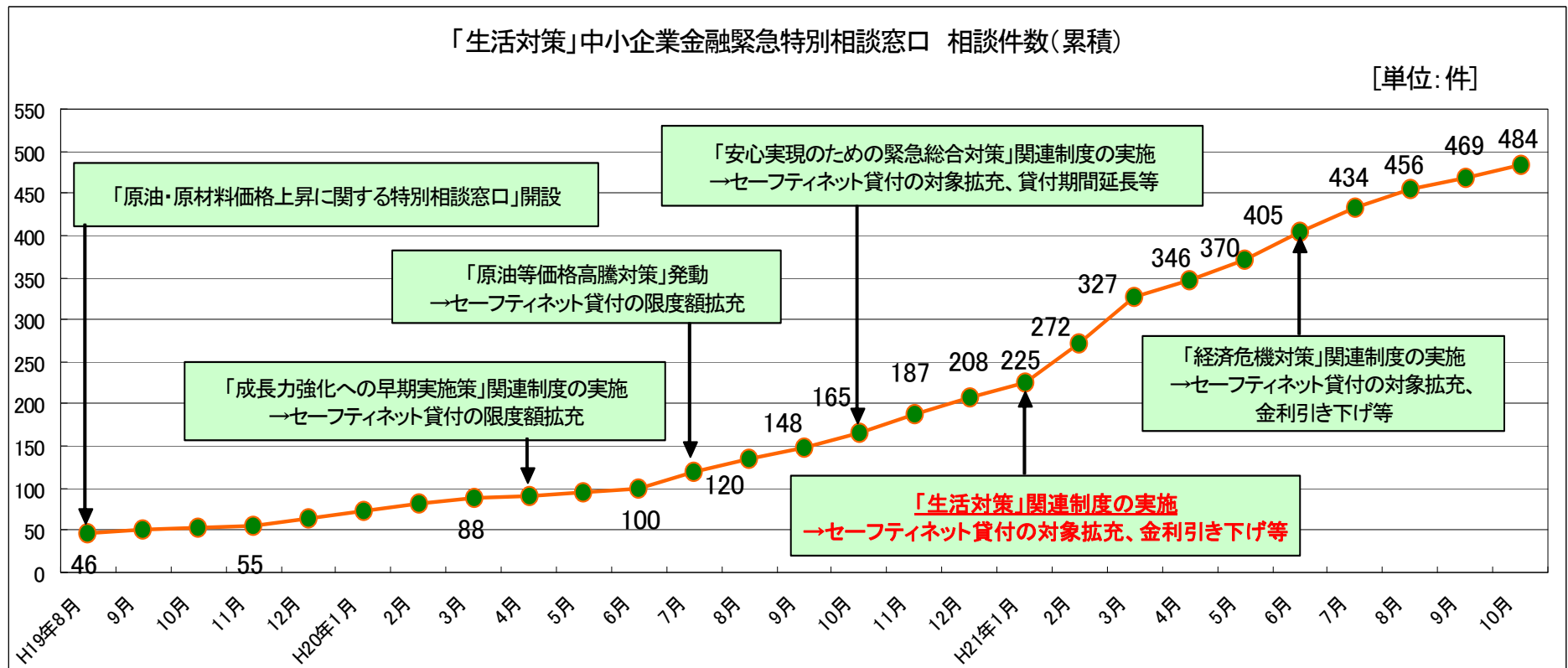
- ・貸付の限度額の拡充及び金利の引き下げ(平成21年10月1日実施)
(拡充前)限度額 所要資金の75%、特別利率③
⇒(拡充後)限度額 所要資金の90%、貸付後5年間は、特別利率①-0.5%



4. 窓口相談等の強化

(1) 特別相談窓口の開設①

- ・平成19年8月13日 「原油・原材料価格上昇に関する特別相談窓口」を開設
 - ⇒平成20年9月24日 「『安心実現のための緊急総合対策』中小企業金融特別窓口」に改組・設置
 - ⇒平成21年1月30日 「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」に改組・設置



(1) 特別相談窓口の開設②

- ・平成21年 4月24日 「中堅企業等緊急特別相談窓口」を開設

開設理由	国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等への支援を図る目的で設置
実績 (10月末現在)	相談6件、申込4件・39億5,000万円、融資6件・39億5,000万円

- ・平成21年 5月22日 「新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」を開設

開設理由	新型インフルエンザ問題に関連し、経済的に影響を受ける中小企業者への支援を図る目的で設置
実績 (10月末現在)	相談16件(うち条件変更4件)、申込2件・3,900万円、融資1件・900万円

- ・平成21年10月30日 「豚肉価格の下落に係る特別相談窓口」を開設

開設理由	豚肉価格の下落による影響が懸念される農業者への支援を図る目的で設置
------	-----------------------------------

(2) 商工会等との連携強化

①融資相談・制度説明会の実施(今年度)

出張融資相談・制度説明会 (延べ16回)(うち、夜間6回)	6/17 与那原町商工会、8/4 宮古島商工会議所(夜間)、8/20 伊江村商工会(伊江島)、9/25 竹富町商工会(波照間島)(夜間) ほか
出張制度説明会等 (延べ14回)	4/6 うるま市商工会、6/24 浦添商工会議所、10/2 宜野湾市商工会、10/31 石垣市商工会、11/10 沖縄商工会議所(沖縄市) ほか
出張特別相談・制度説明会 (延べ3回)(うち、夜間2回)	11/10・11/18 台風第18号災害特別相談会(南大東村)(うち、夜間1回)、11/20 台風第18号災害特別相談会(北大東村)(夜間)
融資相談・制度説明会 (延べ2回)	4/6 県生活衛生営業センター、7/28 那覇商工会議所



出張特別相談・制度説明会
(南大東村)

②年末の資金需要に向けた取組

- ・年末の資金繰り等を支援するため、各部店において商工会等との連携による出張相談会を開催
- ・実施時期:平成21年11月から12月まで

(3) 経済チバリオ一懇談会の開催

①開催の目的

沖縄における産業・地域経済の動向や当公庫に対する事業者等のニーズを把握するとともに、事業者等と当公庫との相互理解を深め、当公庫が沖縄経済の自立的発展に一層貢献できるようにするため

②実施状況(今年度)

平成21年7月9日八重山地域、7月28日宮古地域、8月6日北部地域、8月7日中部地域



経済チバリオ一懇談会(中部地域)

5. 特徴的な貸付事例

<事例1> 中堅企業等関連【産業開発資金】

(参考)制度創設時(21/4)からの沖縄経済・金融環境変化対応
緊急特別貸付の実績(21/10末現在)

～中堅企業等からの相談に円滑、迅速かつきめ細かく対応～

1. 事業内容等

- ・県内の製造・修理業者。

2. 影響等

- ・平成18年度に新システムを導入した新工場を建設・移転。受注優先の低価格戦略により2期連続の経常赤字を計上、昨年度は黒字転換すべく受注増・単価アップに取り組んだが、年末以降の景気悪化により引き続き経常赤字を余儀なくされた。
- ・労務費や外注加工費を対象とした非設備事業資金の融資相談。
- ・今後は、利益を確保できる適正価格での受注が課題となるが、新工場での実績により当社の設備および技術は相応の評価を受け、受注も着実に増加、計画の達成が見込まれる。

貸付件数	貸付金額
6件	39億5,000万円

3. 貸付内容

- ・制度名：沖縄経済・金融環境変化対応緊急特別貸付
- ・ポイント：最近の決算期において赤字幅が縮小したものの経常赤字。

4. 効果

- ・事業維持に必要な資金確保が図られる。
- ・当社のメイン行との協調融資による担保徴求免除により資金調達。

<事例2> 資金繰り支援策（借換特例） 【中小企業資金】

1. 事業内容等

- ・県内大手の小売業者。

2. 影響等

- ・昨年、新店舗を開店したが、時期を同じくして米国発金融不況により景況が悪化、高付加価値商品の需要が低迷し、今期は経常赤字となる見込みで、資金繰りのため運転資金の融資相談。
- ・商品見直しによる粗利益率の改善、在庫見直し等による経費圧縮により、来期以降黒字転換が図られる見込み。

3. 貸付内容

- ・制度名：セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）
- ・ポイント：社会的な要因による一時的な業績悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている等

4. 効果

- ・新たな運転資金が導入されることに加えて、借換対象口の年間償還額が軽減され、資金繰りの緩和が図られる。
- ・貸付利率の引き下げ措置（△0.3%）により、金利負担の軽減が図られる。

（最近の決算期における売上が減少－△0.3%）

（参考）制度創設時(21/1)からの借換特例の実績(21/10末現在)

～資金繰りの円滑化のため、借換需要へ対応～

貸付件数	貸付金額
62件	40億 500万円

<事例3>雇用対策関連【生業資金】

1. 事業内容等

- ・離島を拠点とする業歴30年超の一般土木建築業者。
- ・民間建築工事が売上の過半を占めており、島内住宅工事の大半を当社が受注している。

(参考)制度創設時(21/6)からの
雇用維持・拡大の実績(21/10末現在)
～1,553人の雇用の維持・拡大を支援～

資金名	貸付 件数	貸付金額	雇用 維持数	雇用 増加数
中小企業	30件	23億 500万円	825人	3人
生業	74件	12億1,010万円	695人	30人
合計	104件	35億1,510万円	1,520人	33人

2. 影響等

- ・公共工事の減少により売上は減少傾向。
- ・原油・原材料等の高騰に伴い、仕入コスト等の負担が増加しており、前期は大幅減益。
- ・今期は既に8件の工事を受注しており、当面の人件費等の固定費負担のほか、外注費支払いの資金繰りを勘案し、運転資金の融資相談。
- ・業歴相応の事業基盤を有しており、中長期的な業況発展が見込まれる。

3. 貸付内容

- ・制度名:セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)、第三者保証人不要融資制度。
- ・ポイント:最近の決算期における売上高経常利益率が前期に比し悪化。

4. 効果

- ・借入申込日時点の従業員数14名を維持。
- ・貸付利率の引き下げ措置(△0.4%)により、金利負担の軽減が図られる。

(最近の決算期における利益率が減少-△0.3%、雇用の維持-△0.1%)

(参考)セーフティネット貸付の拡充推移

		貸付条件の概要 (平成20年4月1日現在)	成長力強化への 早期実施策 (平成20年4月25日)	原油等価格 高騰対策 (平成20年7月7日)	安心実現のための 緊急総合対策 (平成20年10月1日)	生活対策 (平成21年1月30日)	経済危機対策 (平成21年6月15日)
経営環境変化 対応資金	融資対象	社会的な要因による業績悪化により資金繰りに支障をきたしていること 最近の決算期における売上高が前期に比し10%以上減少していること等			○対象要件の緩和 ・売上高減少割合:前期比5%以上減少 (平成22年3月末まで)		
	融資 限度額	中小	4億8,000万円(基本資金と通算)		○限度額の拡充 ・基本資金、振興資金貸付との限度額通算を撤廃 (平成21年3月末まで)	4億8,000万円→7億2,000万円 (平成22年3月末まで)	
		生業	4,800万円(基本資金と通算)				
		生衛	5,700万円(振興資金貸付と通算)				
	資金使途					○資金使途の追加 ・借換特例制度の創設(平成22年3月末まで)	
	貸付期間 (うち据置期間)	設備資金 最長15年(最長2年) 運転資金 最長7年(最長2年)			○据置期間の延長 (最長2年→最長3年) (平成21年3月末まで)	○運転資金の貸付期間延長 (最長7年→最長8年) (平成22年3月末まで) ○取扱期間の延長 (平成22年3月末まで)	
貸付利率	基準利率				○貸付利率の引き下げ 最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金 基準利率-0.3% (平成22年3月末まで)	○貸付利率の引き下げ(平成22年3月末まで) ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 ○1%低減 ・運転資金 上限金利3%を設定(中小のみ) ○固定金利型劣後ローン(資本性なし)を導入(中小のみ) (平成22年3月末まで)	
金融環境変化 対応資金	融資対象	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化していること等				○貸付対象の追加 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方 (平成22年3月末まで)	
	融資 限度額	中小	1億5,000万円(別枠) (平成21年3月31日までは2億円)		○別枠額の増額、期限の延長 ・平成22年3月31日までは3億円 ○別枠額の取扱期限の延長 (平成22年3月末まで)		
		生業	3,000万円(別枠)	○別枠額の増額 一 別枠4,000万円 (平成21年3月末まで)			
		生衛					
	資金使途	運転資金				○資金使途の追加(平成22年3月末まで) ・設備資金を追加 ・借換特例制度の創設	
	貸付期間 (うち据置期間)	運転資金 最長7年以内 (最長2年以内)				○設備、運転資金の貸付期間延長 (設備:最長15年、運転:最長7年→最長8年) ○設備、運転資金の据置期間延長 (設備:最長3年、運転:最長2年→最長3年) (平成22年3月末まで)	
貸付利率	基準利率				○貸付利率の引き下げ 最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金 基準利率-0.3% (平成22年3月末まで)	○貸付利率の引き下げ(平成22年3月末まで) ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 ○1%低減 ・運転資金 上限金利3%を設定(中小のみ)	
取引企業 倒産対応 資金	融資対象	取引企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方など					○貸付対象者の要件を緩和 倒産企業との取引依存度:20%以上であるもの →間接取引によるものを含み、10%以上であるもの
	融資 限度額	中小	1億5,000万円(別枠)				
		生業	3,000万円(別枠)				
	資金使途	運転資金					○資金使途を追加 関連企業の倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要なもの
貸付期間 (うち据置期間)	最長7年(1年)				○貸付期間 最長7年→8年以内に延長 (平成22年3月末まで) ○据置期間 1年以内→3年以内に延長 (平成22年3月末まで)		